

建設工事の一般競争入札における新規市内業者の入札参加の取扱い について

平成24年4月1日 適用

1 新規市内業者の取扱い

草加市建設工事入札参加資格者名簿に新規登録した草加市内に本店を有する資格者（以下「新規市内業者」という。）は、次の区分に応じ、入札に参加できるものとします。

- (1) 建築工事 名簿登録の日
- (2) 建築工事以外 名簿登録の日から起算して2年を経過した日

2 緩和措置

一般競争入札公告日の3年前の日が属する年度以降の施工実績が次のいずれかに該当する場合、名簿登録期間の要件は免除します。

- (1) 小規模工事契約の施工実績が3件以上ある場合
- (2) 市発注工事の一次下請けの施工実績が2件以上ある場合
- (3) 国、地方公共団体及び民間工事で同規模以上の施工実績がある場合

※ 施工実績の確認は、原則として次の資料等により行います。

- ① 契約書（請書、注文書等を含む。）の写し
- ② 工事概要又は施工実績がわかる図書（契約書に記載されている場合は不要）
- ③ 工事の履行が確認できる資料（施工証明書、請負代金の入金を証明するもの等）

3 入札参加制限

新規市内業者が入札に参加する場合において、名簿登録の日から起算して2年を経過していないときは、次の入札参加制限を設けるものとします。

- (1) 対象工事は設計金額10,000,000円未満の工事とします。
- (2) 年間に請け負える工事件数は、3本を限度とします。
- (3) 工事完成後、工事検査が終了するまでは、次の入札に参加することはできません。ただし、入札日の前日までに、工事検査が終了するものについては、この限りではありません。
- (4) 受注工事の工事成績点が65点以下であった場合、その年度の入札に参加することができません。

4 公告への記載

新規市内業者に入札参加を認める工事については、公告文にその旨を記載します。

【記載例】

一般競争入札（事後審査型）公告

2 入札に参加する者に必要な条件

現在有効な・・・・・・・・

入札参加者の資格①	参加形態	・・・
	発注区分（登録業種）	・・・
	登録事業所の要件	・・・
入札参加者①に必要な施工実績	発注者	・・・
	工種	・・・
	工事完成日	・・・
その他	－	名簿登録の日から起算して2年を経過していない者は、草加市建設工事一般競争入札実施要綱の運用基準の取扱いによる。 <u>※本工事は、同運用基準の規定による新規市内業者の入札参加を認める工事である。</u>

※ 新規市内業者に入札参加を認める工事については、下線の文章が入ります。

5 適用日

平成24年4月1日以降に一般競争入札公告を行うものから適用します。